

愛川町監査委員公表第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和3年7月12日

愛川町監査委員 小林 晴 男

愛川町監査委員 山 中 正 樹

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項による監査）

2 監査の実施期間

令和3年6月30日から7月8日まで

3 監査の対象及び方法

総務部総務課、企画政策課、財政課、行政推進課、管財契約課、税務課並びに会計課、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局所管の令和2年度予算の執行等財務に関する事務並びに分掌事務、職員の配置状況、重点事業計画とその進捗状況及び実績、負担金、補助金、交付金、使用料等、公金の取り扱い、公有財産の増減、行政財産の目的外使用の執行等（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）について、抽出により審査し、併せて現地調査を実施した。

4 監査の手続き

愛川町監査基準（令和2年監査告示第1号）及び令和3年度監査等年間計画等による

5 監査の結果

総務部総務課、企画政策課、財政課、行政推進課、管財契約課、税務課並びに会計課、議会事務局

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意すべき事項は、文書及び口頭により指導した。

監査委員事務局、選挙管理委員会事務局

適正かつ効率的に執行されていると認められた。

6 意見

(1) 町職員の定数について(総務課)

町職員の定数は「愛川町職員定数条例」第2条により町長の事務部局の職員、公営企業の職員など、8の部局に区分され、それぞれの職員定数を定めております。

この職員定数と現在員数を比較すると、定数を満たしていない部局も散見されたことから聞き取りにより確認したところ、条例は、その上限を定めているもので、職員数に過不足はないと認識しているが、年間を通じた事務事業の量や質などを十分に精査し、必要に応じ、再任用職員や会計年度任用職員を充てるなど、各部局の実情に配慮した人員管理に努めているとのことでした。

監査委員は定期監査などの際に監査対象部局等における職員配置状況、休暇取得状況のほか、時間外勤務の状況なども確認しておりますが、技術職を配置すべきところを一般事務職にせざるを得ない状況や、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ずることが常態化している状況、また、年次有給休暇の消化状況なども勘案いたしますと、適切な人員配置がされているとは言えない状況にあると考えているところです。

こうした状況を強く認識され、町長の事務部局をはじめとする各部局の所管する事務事業の執行が停滞し町民等の生活に影響を及ぼすことがないよう、また、近年の少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、育児や介護との両立など、働く側の職員の意識の多様化などにも配慮した、中長期の視点に立った町職員の人員適正化について、検討するよう要望いたします。

(2) マイクロバス運行取り消しに伴う補償金について(総務課)

これについて確認したところ、町はマイクロバス等借上げ運行業務を町内において一般貸切旅客自動車運送事業を営む事業者2社と委託契約し、町及び各種福祉団体主催事業における交通手段として、町民の利便性を確保しているもので、この補償金は車両借上げ予約済の運行を配車日の6日前、9日前に取り消したことから生じたものとのことでした。

契約書によると、「借上げ予約済みの運行を取り消す場合、違約金を申し受ける。」とされており、「配車日の15日前まで」に運行を取り消す場合には、この違約金は免除する旨、規定されておりました。

一方、このマイクロバス等を使用する場合には町が別に定める「愛川町一般貸切旅客運送自動車使用基準」に従い手続きをしなければならず、この基準によると使用申込み期限は「使用日の2週間前まで」と規定されておりました。

こうした事も補償金を支払うこととなった一つの要因であると考えていることから、契約書の内容と町基準の内容を十分精査され、整理し、整合させるなど、必要な対策を講じられたい。

また、過去の経緯もあり、マイクロバス等借上運行業務委託は民生部高齢介護課と年度ごと、交互に事業執行しているとのことですが、

「愛川町行政組織及び事務分掌規則」第 8 条に規定する分掌事務に従って事業執行する必要があるものと考えます。

(3) 切手等受払簿について(総務課)

所管課では「愛川町行政組織及び事務分掌規則」第 8 条に規定する分掌事務である「公文書類の收受、発送及び保存に関すること。」の円滑な執行に万全を期するため、また、他課等における返信用封筒などの用に供するため予め切手を調達し、保管管理しています。

郵便切手、はがき及び収入印紙は「愛川町財産規則」第 30 条第 2 項に物品とみなし、会計管理者がその出納を記録しなければならないと規定されており、「会計管理者の所管する事務の出納員への委任について」平成 5 年告示第 11 号においては総務課の出納員の委任事項にその事務に関して規定されておりません。

このような規則等に規定する取扱いと実際の事務手続きが乖離している現状を捉えますと、会計管理者が中心となって、会計管理者の所管する事務の委任を受けている出納員との必要な協議や規則等の見直しを検討するなどの対応が必要と考えておりますので、御検討願います。

また、規則上、会計管理者がその出納を記録しなければならないとされている「郵便切手等受払簿」の体裁について、日々の出納の記録が切手等の額面金額ごとに整理されておらず、在庫管理が煩雑なものとなっていることから、「受払簿」の体裁について他自治体の例などを参考にするなど必要な研究と検討を要望します。

(4) 補充員について(選挙管理委員会事務局)

町選挙管理委員会は地方自治法第 181 条の規定に基づき設置され、委員会の所掌事務は同法第 186 条により、「法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する。」と規定されております。

補充員は、この委員会の委員に欠員がある場合において委員長が補欠し、委員としての役割を果たすもので、任期中に委員の欠員が生じなかった場合には補欠されずに任期を終えることもあるとのことでした。

町選挙管理委員会事務局では、委員及び補充員の選挙後に実施される初委員会を機会と捉え、双方の役割などについて、説明をしているとのことですので、委員、補充員となられた方がその活動を行う上で、戸惑うことのないよう、引き続き丁寧な説明と十分な配慮をお願いします。

(5) ふるさと納税推進事業について(財政課)

町は、平成 20 年度の税制改革により導入された「ふるさと納税」について、平成 28 年度から寄付に対するお礼品を贈呈するなどの取り組み

を実施しています。

ふるさと納税は、生まれた故郷や応援したい自治体に寄付ができる制度で寄付した場合、その寄付金額の2,000円を超える部分の所得税の還付、住民税の控除が受けられること、また、寄付した方がその寄付の使い道を指定できることのほか、地域の名産品など、お礼品を受け取ることができるといったメリットのある制度です。

令和2年度は、寄付の受付窓口の一元化など、事業内容を見直し、寄付をする側、される側やお礼品を発送する町内事業者の事務の煩雑さの解消に努めたとのことです。

この制度による寄付金額は増加傾向を示しているとのことでありますことから、この制度による流出額を上回る流入額を得ることができるよう、引き続き必要な対応を図られたい。

(6) 町民公益活動支援経費について（行政推進課）

町は、将来都市像に掲げる「協働のまちづくり」を推進することを目的に、町内における町民等による公益活動の拠点として平成19年3月に「あいかわ町民活動サポートセンター」を開所したほか、平成20年に「町民活動応援事業」を、平成24年に「まち美化アダプト制度」と「住民提案型協働事業」を、平成27年に「行政提案型協働事業」を、それぞれ制度化し運用しています。

令和2年度中、町民活動サポートセンターに登録のある公益活動団体を対象に、コロナ禍の影響による活動状況を確認するアンケート調査を実施したところ、多くの団体が活動休止を余儀なくされていたことが判明したとのことです。

こうした影響もあり、令和3年度実施の提案型協働事業の状況は行政提案型協働事業3件で、住民からの発意による住民提案型協働事業は実施しない予定とのことです。

町民と町とのパートナーシップによる協働のまちづくりの推進には、双方の相互理解の浸透が肝要であると認識しており、課題も多く、苦慮する面が多いことも理解しておりますが、町内における自治会活動を含む公益活動が持続可能なものとなるよう、引き続き必要な研究と検討をするよう要望します。

(7) 土地売払収入未納額について（管財契約課）

土地売払収入未納額83,637円の内容について確認したところ、昭和29年当時に、廃道路敷、水路敷の土地11件、関係者12人と土地売買契約を締結したものの、その代金が未納となっているものであるとのことでした。

担当課では、これまで、当時の契約関係書類の再確認のほか、町顧問弁護士への相談、地権者との境界確認など行ってきたが、公図混乱による境界の不確定、相隣関係などの諸事情により、払い下げ土地の確定には至らないことから、未納額が解消できない状況にあるとのことでした。

当該払い下げ土地の存する付近における公共事業に関連し、公図混乱の解消が期待されましたが、現実には進捗しておらず、問題の解決には時間を要するとの説明は理解いたしました。

引き続き、粘り強く対応され、土地売払収入未納額の解消に向けた努力と併せ、適切な債権保全や債権放棄の手法などの研究、検討を要望します。

(8) コンビニ収納について（税務課）

町は、休日納税相談窓口の開設、口座振替払い、コンビニエンスストアでの収納等、納税者個々の状況に応じ、様々な納税機会の確保に努力され、納税者の納税しやすい環境を整えています。

コンビニ収納は現在、県内全ての市町村において導入され、コンビニ収納の利用率も年々、高まっているとのことでした。

また、これに加え最近では「スマートフォンを用いたキャッシュレス納税」も可能となるなど、納税者に配慮した納税機会が充実している印象を受けました。

以前、町監査委員は、コンビニ収納は、多様な納税手段の一つとして有効に作用していることは理解しているものの、納税は義務であることなど再認識され、費用対効果を含め、その在り方についての検討が必要である旨の意見を述べています。

しかしながら、取り扱い手数料を徴していないのは役場や金融機関窓口で納付した場合のみであること、また、近年、金融機関側から窓口での取り扱い手数料の要望も寄せられている状況にあることなどを十分勘案され、納税者の意向に配慮しつつ、より効果的に未納税額の解消に作用する納税機会について研究されたい。

(9) 滞納整理について（税務課）

今回の定期監査の実施にあたり、事前に提出された定期監査説明書の「前年度以前繰越未納額処理状況表」により説明を受けたところ、令和2年度当初、4, 293件、合計254, 403, 083円の未納額があったが、電話や通知などによる催告、徹底した財産調査に加え、積極的な差押えの実施のほか、職員2人1組での自宅訪問による臨宅徴収などの取り組みにより、2, 268件、合計72, 335, 498円の徴収に至ったとのことでした。

特に、コロナ禍における自宅訪問の際には、マスク着用による納税指導の徹底を図るため、相手方用のマスクやアルコール消毒液を持参するなど感染症予防対策に特に意を払い実施されたとのことで、相当な努力が実を結んだ結果であると評価するものです。

引き続き、未納額収納率の向上と不納欠損額の縮減に努めるとともに、徴収業務に携わる職員の安全確保についても一層、留意されるよう要望します。

(10) インターネット等を通じた議会中継の配信などについて（議会事務局）

町議会は、広報事務の一環として、町議会本会議の様子をインターネット等を用いて中継するとともに、町民に議会への関心を更に深めていただくことができるよう、年4回「議会だより」を発行するなど、積極的な情報発信に努めているとのことです。

インターネットを用いた情報発信は総務省の調査によると、20歳以上の国民のおよそ96.1%がインターネットに接続できる情報端末（デバイス）を所有し、75歳以上の国民もおよそ80%が所有していることから、その有効性に期待しているとのことでした。

また、毎年開催している「町民との意見交換会」と「団体との意見交換会」は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から未実施とのことです。

インターネットを用いた情報発信による効果を最大限に得るためには、町民と町議会議員が会する「意見交換会」の着実な開催や、令和3年2月15日号の「議会だより」のように町内中学校美術部の生徒が制作した作品を表紙に用いるなど、意外性のある仕掛けも肝要であると考えます。

引き続き、情報発信手段に関する検討と、インターネットを用いた議会中継の閲覧者数を増加させる一層の努力を要望します。

(11) 職員の状況について（議会事務局）

定期監査説明書の「職員の状況」を職員増減表により説明を受けたところ、会計年度任用職員1名が減となっていました。

このことについて内容を確認したところ、会計年度任用職員として勤務していた職員の逝去にともなう減との事で現在、後任を探しているとのことでした。

この職員は主に議長車の運行業務に就いており、運行業務のない時には事務局職員として様々な業務に携わっていたこと、また、議長車の運行業務は議長の公務による勤務体制となり、その業務の性質上、高い遵法精神が求められるなど特殊性もあることから、その人選には苦慮しているとのことです。

現在、事務局職員がその任にあたっているとのことですが、その運行にあたっては、愛川町議会を代表する議長を乗せていることを常に意識され、交通法規の遵守はもとより細心の注意を払い運転する必要があると考えます。

後任の人選にあたっては様々な課題があるものと認識しておりますが、適切な人員確保に努められたい。

(12) 会計管理者不在時の対応について（会計課）

地方自治法第170条第3項に規定する会計管理者に事故等がある場合において、その事務を代理する職員の設置状況について確認したところ現在、会計管理者の事務を代理する職員は設置していないものの、令和2年度中「愛川町会計管理者事務決裁規程」の一部を改正したことから対応は可能であるとのことでした。

「会計管理者事務決裁規程」を確認したところ、本規程第4条第2項に「会計課長が不在のときは、あらかじめ会計課長が指定した職員がその事務を代決することができる。」と規定されているものの、現状では指定されておらず、指定の道筋も判然としていませんでした。

こうした規定は、事故が発生した際に対応するのではなく、事故に備える必要性から「あらかじめ」としていることを認識され、その指定の道筋の検討と併せ、早期に指定する必要があると考えることから、規程等に基づく適切な対応をお願いします。

(13) 職員被服購入費について（会計課）

会計課より、定期監査説明書「歳出計算書」の説明を受けたところ、当初予算には計上していなかったにも関わらず、職員被服購入費を予算流用し支出していたことから、その内容について確認いたしました。

会計課職員は「愛川町職員被服貸与規程」第2条に規定する職員とはされていないものの、その業務内容から会計管理者が必要と認め、財政主管課長等と協議し、作業着が貸与されていなかった所属職員2名に対し貸与したとのことでした。

この規程は、常勤の職員に対し、予算の範囲内で職務の執行上必要な被服を貸与することについて定めたもので、被服を貸与される職員の範囲と貸与される被服の種類、数量及び貸与期間などが本規程の別表により分類整理されています。

このような規程は厳格に運用する必要があると認識しておりますが、近年、国内において大雨や大型で強力な台風などによる風災害やこれに伴う河川の氾濫や土砂崩れ、大規模地震などが頻発しており、本町においても何時こうした災害による被害を被るのか分からない状況にあると考

えています。

災害が発生した場合、町職員は「愛川町地域防災計画」などに従い、「事務的業務に従事する職員」、「技術的業務に従事する職員」、「技能的業務に従事する職員」などの別はなく、広域避難所の開設のほか、災害復旧を図るための様々な業務に携わることとなります。

これを踏まえると、この規程は平時には合理的に整理され、有効ではあるものの、有事については、想定していないことから、職員の労働安全衛生に関する事務を所掌する、総務部総務課が中心となって、災害発災時にその復旧にあたる職員への被服貸与の在り方を早期に検討し、必要な対応を図るよう強く要望します。